

令和 4 年度社会福祉法人東村山けやき会 法人本部事業計画

令和 4 年度社会福祉法人東村山けやき会は、法人の基本理念に基づき事業の推進を図るものとします。

精神障害をお持ちの方たちが、孤立から解放され、地域の中で、一人一人の特徴や個性を尊重して、自分らしい生活が安心してできるよう、社会への復帰を支援します。

1 法人全体としての運営方針（中長期における計画）

①利用者へのサービス向上

利用者への処遇について、新型コロナウイルス感染症と共存しながら、感染症対策した上での工夫したサービス提供を行っていく。

②人材の育成

次の世代を担うリーダー育成に向け、人材を育てる仕組みづくり。

③法人創立 35 周年式典に向けて

法人創立 35 周年記念式典について、検討していく。

④安定的な事業運営に向けての取り組み

利用者のニーズの把握と分析及び市の福祉計画を基に、法人の目指すべき姿とこれに伴う事業拡大を引続き模索していく。

平成の里建物について、外壁及び設備等の修繕を計画的に行っていく。

2 法人全体の事業計画

①新型コロナウイルス感染症については共存しながら、各事業所でのプログラム等について、新しい開催方法を工夫する。また、テレビ電話装置等を用いた会議や支援等、ICT 化を推進する。

②職員の資質の向上のため、法人資格取得支援及び、人権・虐待等防止や法人職員による OJT、オンラインを活用した外部研修への積極的参加。人事に伴う法人全体でのバックアップ及び、法人内人事異動について準備していく。

③35 周年（令和 7 年度）記念式典について新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら、開催方法を検討し、少しずつ準備を進めていく。

④グループホームむさしのはうすについて、一部屋増室を引続き目指していく。

⑤国の報酬改定に伴い、各事業所の運営規程を改正したが、具体的な内容（各種委員会の適切な開催、非常災害時における業務継続計画の作成等。）について対応する。

3 法人本部の事業計画

- (1) 理事会、評議員会の会議の適切な開催
- (2) 施設長等会議の定期的開催。報告連絡相談に努める。
(毎月第1火曜日及び必要に応じて臨時会議を開催)
- (3) 各施設との連絡、適時必要な協議及び事業の全体的進行管理の調整
- (4) 市内社会福祉法人連絡会等に積極的に参加し、他法人との連携、協働及び情報交換等に努める。
- (5) 利用者・職員の地域住民との積極的交流・参加・場所の提供。
- (6) 実習生の積極的受け入れ。
- (7) 施設、機材の適切な管理と定期点検、清掃や整理整頓を行い、事故のない清潔な職場環境に努める。また、在庫管理を徹底し、ムダを無くし、消耗品等の節約及び経費節減、節電を図る。
- (8) ICT化等、ネット環境が今後更に重要視されることから、情報セキュリティ対策（メールサーバーの見直し等）の強化を続けていく。
- (9) 後援会について
東村山けやき会後援会の今後について模索しながら協力していく。
 - ① 第38回地域交流卓球大会（令和4年9月17日）の開催
 - ② 後援会役員会の開催
 - ③ 後援会ニュースの発行
- (10) 市当局との連携
直接の行政庁である東村山市当局に将来課題について働きかけていく。平成の里隣地の駐車場用地について、所轄の市障害支援課と連携し、緩やかに進めていく。また、地域生活支援拠点事業等についても協力していく。
- (11) ホームページ及び広報による法人情報発信。
ホームページをリニューアルし、更なる情報発信に努める。

4 課題について

- (1) 職員処遇について
有給休暇の適正な取得と時間外労働時間の管理。第三者評価で指摘されている倫理規程の整備。令和3年度2月から令和4年度9月までの、国の処遇改善臨時特例交付金について、職員への適切な配分及び、今後、ベースアップのための加算となった際に給与規程の改正を検討する。
- (2) プライバシーマークについて

プライバシーマーク（日本工業規格 JISQ15001「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」）の3回目更新の年であることから、プライバシーマークの検証と関連する法人個人情報保護規程の改正について検討。

(3) 危機管理について

首都直下型地震や、異常気象による大型台風等の天災、新型コロナウイルス等が心配される中、各事業所へ防火、防災、感染症予防等についての情報発信と BCP 及びマニュアルの定期的見直し。

(4) 法人本部の経費について

必要額と適切な事業所毎の按分方法、これに基づく資金の考え方。

5 職員体制

職種	氏名	勤務形態	資格等
理事長	川俣 昌明		
事務長	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事
事務員	山浦 恵子	非常勤	

令和4年度社会福祉法人東村山けやき会 平成の里事業計画

1 運営方針

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う作業環境の変化により悪化した就労部門(利用者処遇含む)の立て直しを図る。

基本方針

作業を通じて達成感や疲労感・働く意欲・喜び・きっかけを体感し、充実した自分らしい生活を営むことができるよう利用者支援に努める。

事業計画

① 作業及び利用者支援

- (1) 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底
- (2) 利用者個別のニーズに沿った支援の充実(就労・生活)プログラムの再開
- (3) 工賃評価の見直し
- (4) 作業量の安定と新規事業の検討
- (5) ピロティ有効利用の検討

② プライバシーマークの更新申請

今年度3回目の更新申請を行う。

③ 第三者評価

指摘事項の見直しを行う。

(中長期計画の策定、ヒヤリハットの活用、支援マニュアルの策定)

④ 労務管理

月1回以上有給を消化することで有給消化率の向上を目指す。

月25時間以内の残業を目標とする。

⑤ 研修

事業の適正な運営を図るため、職員の資質の向上に努め、内部研修や外部研修機関の実施する研修に積極的に参加する。

⑥ 関係機関等との連携

関係する区市町村、相談・就労支援事業者及び保健福祉医療サービス事業者等関係機関との密接な連携、協力を通してサービスの提供の向上を図るとともに、障害者への理解が深められるよう努める。

⑦ 交流

関係イベントへの参加（卓球大会等）を積極的に行うとともに実習生、ボランティアの受入れを継続的に行っていく。

2 職員体制

職 種	氏 名	勤務形態	資格等
管理者	浅川 恵子	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
サービス管理責任者	浅川 恵子	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
生活支援員	村山 裕恒	常勤	精神保健福祉士
生活支援員	山本 英人	常勤	社会福祉士
生活支援員	市村 早紀	常勤	社会福祉士
生活支援員	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事
職業指導員	大山 尚偉	常勤	社会福祉主事
職業指導員	山浦 恵子	非常勤	
目標工賃達成指導員	山田 幸三	非常勤	
目標工賃達成指導員	倉田 ゆかり	非常勤	
事務員	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事
事務員	山浦 恵子	非常勤	

兼務

浅川 恵子 管理者とサービス管理責任者

大西 宏枝 事務員と生活支援員

山浦 恵子 事務員と職業指導員

令和4年度社会福祉法人東村山けやき会 地域生活支援センターふれあいの郷事業計画

1. 運営の方針

地域生活支援センターふれあいの郷は、法人の基本理念及び当センターの基本理念に基づき、事業を真摯に運営します。

令和4年度（2022年度）運営方針

新型コロナウイルス感染症流行が収束せず、今後の見通しが立たない中ですが、感染症流行状況にあっても業務が継続できるよう BCP を活用し、最新の施策情報や感染防止対策等を収集しながら、引き続き日々の感染防止のための取り組みを継続します。

各事業の運営については従前同様、ご利用者様それぞれに丁寧な支援を提供し、自立支援協議会や各種地域連携会議、日常的な関係機関等との密な連携など、ネットワーク活動にも注力し、地域で当センターが果たすべき役割を常に意識しながら業務を行っていきます。

2. 事業計画

（1）指定一般相談支援事業

《基本相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）》

① 基本相談支援（東村山市障害者基本相談支援事業委託）

医療やサービスにつながっていない方や、指定特定相談支援事業の対象にならない方などサービスの外や谷間にいる方やそのご家族に対して、ご本人の想いに寄り添った丁寧な支援を心掛けていきます。また、各種制度の手続きの煩雑が増し、制度間の橋渡しや組み合わせを調整する必要性も高まっています。相談者が安心して適切に社会資源を活用できるように支援していきます。

② 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援では、一人でも多くの方が病院や施設から退院・退所し、地域生活に移行して安定した生活が継続できるよう支援していきます。また地域定着支援事業についても行っていきます。

（2）指定特定相談支援事業

《基本相談支援・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）》

① 基本相談支援

② 計画相談支援

質の高いサービス等利用計画と支援を目指しつつ、経営的にも安定した運営ができるよう、各種加算の取得や事務作業の効率化などを進めていきます。

（3）地域活動支援センター I 型事業

① 三密を避けるため定員制を設け、感染防止対策を行いながら、一部プログ

ラムを再開しています。今年度についても状況を見ながらプログラムの再開や新規プログラムの検討をします。

② フリースペースでは利用者同士のコミュニケーションが図れるようになってきています。フリースペースにおけるスタッフのあり方についても検討していきます。

③ ボランティアを募集し、フリースペースやプログラムに楽しくかかわっていく中で、地域のボランティアの育成や障害に対する理解促進を深めます。

④ 家族の方へのアプローチについても引き続き検討していきます。

(4) その他

☆日常の業務に追われる日々ではありますが、研修の機会を確保し、職員としての質の向上に努めます。

3. 運営体制

(1) 職員体制

職種	氏名	勤務形態	所属				資格
			①	②	③	④	
管理者	矢嶋拓		○	○	○	○	
施設長／相談支援専門員	矢嶋拓	常勤		○	○	○	精神保健福祉士
支援員／相談支援専門員	高橋千恵子	常勤	○	○	○	○	精神保健福祉士
支援員／相談支援専門員	矢野水基	常勤		○	○	○	
支援員／相談支援専門員	早川雅祥	常勤		○	○	○	精神保健福祉士 社会福祉士
指定特定相談支援事業専従	樽元裕輔	常勤		○	○		精神保健福祉士
支援員／地域移行・定着支援員	菊田裕幸	非常勤		○		○	
支援員／地域移行・定着支援員	奥住葵	非常勤				○	
支援員／地域移行・定着支援員	A	非常勤				○	

所属 ①基本相談支援事業（委託） ②指定一般相談支援事業
 ③指定特定相談支援事業 ④地域活動支援センター I 型事業(委託)

(2) 営業時間及びサービス提供時間

営業時間	月・火・木・金・土	9：30～18：15
サービス提供時間	月・火・木・金・土	10：00～17：45

祝祭日、年末年始を除きます。

令和4年度 社会福祉法人東村山けやき会
グループホームはぎやまはうす事業計画

1. 運営方針

令和4年度グループホームはぎやまはうすは法人の基本理念に基づき事業運営の推進を図るものとします。

新型コロナウイルスの流行は、いまだ先が見えない状況ですが、入居者が混乱することの無いように、感染防止等の新しい情報を取得し、共有できるように努めます。また、今年度は入退居の予定が少ないことや現入居者の年齢層の幅が広がっていることから、利用者個々のニーズに合わせた個別支援をより一層充実させ、その人らしい生活の把握、実現を目指します。

2. 職員体制

グループホームはぎやまはうす（定員7名）

職種	氏名	雇用形態	所属		資格等
			①	②	
管理者/サービス管理責任者/世話人	青木 岳夫	常勤	○	○	精神保健福祉士
世話人	渡部 弘子	非常勤	○		
世話人/地域生活支援員	山王 千春	非常勤	○	○	

所属 ①共同生活援助事業 ②自立生活援助事業

3. 支援体制

月曜日～金曜日	9：00～19：00	はぎやまはうす・むさしのはうすを通じて対応考慮
土曜日	10：15～19：00	

*日曜日・祝祭日・夜間等は携帯電話にて対応

4. 事業計画

(1) 共同生活援助事業

利用者主体のサービスを心がけ、一人一人が目標を持って、自分らしい生活を送れるよう、こまめな声かけを行い、信頼関係を築き、持っている力を引き出しつつ、新たな力を付けることができるように次に挙げること等の日常生活における必要な援助を個々に応じて行います。

①利用者の意思決定支援の充実

利用者主体のサービスを提供します。利用者の意思を反映した個別

支援計画の作成、半年毎のモニタリングを実施し、見直しを行い、その度に、現在の支援の状況について細やかに説明を行います。

②人権の尊重と虐待防止の徹底

虐待防止委員会や研修への参加を通して、利用者の人権尊重に配慮したサービスに取り組み、虐待やハラスメントの防止に全力で取り組みます。

③健康への意識付け

心身ともに健康状態に留意し、医療機関等と連携をし、健康保持に努めるために、服薬支援、受診への同行を行います。また、増加しつつある生活習慣病のリスクを学び、食生活の改善点を理解できるように援助します。

④感染症対策の徹底

日々の検温等の体調管理を行い、最新の情報を取得し、利用者へ提供をすることで健康、衛生面への意識を高め、感染症に対応します。

⑤日中活動への参加促進の援助

無理なく生活リズムを崩さないペースで通うことができるよう関係機関と連絡をとりつつ援助します。

⑥余暇活動援助

日々の生活に趣味や楽しみを見つけながら、ハリのある生活を送れるよう援助します。

⑦退居者へのサポート

退居後も必要があればいつでも支援できる関係性を保っていくとともに孤立しないよう他機関との繋がりを援助します。

⑧防災への意識づけ

利用者が安心して安全に生活を送ることができるように日頃から声かけを行いつつ、年1回の防災訓練を行い、職員、入居者ともに防災への意識を高めます。また、地域住民、関係機関とも連携を強化し、災害時に備えます。

定期的な活動（はぎやまはうす・むさしのはうす合同）

- ・夕食会（毎週土曜日）なお、誕生会、入居祝い等を兼ねることもある。
*新型コロナウイルスの影響により休止中。お弁当会を開催（月1回）
- ・防災対策（呼びかけ及び防災用具点検・補充）
- ・新型コロナウイルス・熱中症・インフルエンザ等対策（呼びかけ・注意書きの配布、検温、アルコールやマスクの配布等）
- ・ホームページにて施設の紹介

年間行事計画

4月	お花見会
8月	暑気払い
9月	社会福祉法人東村山げやき会後援会主催卓球大会
12月	年越しそばを楽しむ会
1月	お雑煮会
3月	防災訓練

(2) 自立生活援助事業

利用者が地域において安定した自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回を主に、生活状況を把握し、必要な情報の提供及び助言やその他の必要な支援を関係機関と連携しつつ、利用者の意向を踏まえて適切かつ効果的に行います。

①利用対象者：グループホームはぎやまはうすを退居した者

②利用人数：3名（令和3年度実績）

③利用期間：原則1年間

④支援内容

訪問支援：定期的にご自宅を訪問して生活状況を確認し、アドバイス、医療機関等との連絡調整を行います。

同行支援：必要に応じて通院や役所の手続き、買い物の同行を行います。

*定期的な支援だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等により随時の対応も行います

5. 関係機関との連携、研修参加体制・ICT（情報通信技術）の活用

利用者支援の向上に努めるための会議、連絡会等へ参加や複合的、多種に渡る障害へ対応するために、研修会等へ参加します。また、効率的かつ効果的に参加するためにICTを活用していきます。

- ・はぎやまはうす、むさしのはうす合同職員会議（月1回）
- ・ケース会議（入居前、退居前等必要に応じて）
- ・東村山市精神保健福祉ケア検討会（月1回）
- ・東京都精神障害者共同ホーム連絡会（月1回）
- ・東村山市内ホーム連絡会（2か月に1回）
- ・地域懇談会への参加（萩山町）
- ・研修会、説明会への参加

他

令和4年度 社会福祉法人東村山けやき会
グループホームむさしのはうす事業計画

1. 運営方針

令和4年度グループホームむさしのはうすは法人の基本理念に基づき事業運営の推進を図るものとします。

2. 職員体制

グループホームむさしのはうす（定員6名）

職種	氏名	雇用形態	所属		資格等
			①	②	
管理者/サービス管理責任者/世話人	相川 綾子	常勤	○	○	
世話人/地域生活支援員	秋葉 裕子	非常勤	○	○	
世話人	横瀬 裕子	非常勤	○		

所属 ①共同生活援助事業 ②自立生活援助事業

3. 支援体制

月曜日～金曜日	9:00～19:00	はぎやまはうす・むさしのはうすを 通じて対応考慮
土曜日	10:15～19:00	

*日曜日・祝祭日・夜間等は携帯電話にて対応

4. 事業計画

(1) 共同生活援助事業

利用者主体のサービスを心がけ、一人一人が目標を持って、自分らしい生活を送れるよう、こまめな声かけを行い、信頼関係を築き、持っている力を引き出しつつ、新たな力を付けることができるように次に挙げること等の日常生活における必要な援助を個々に応じて行います。

① 利用者の意思決定支援の充実

利用者主体のサービスを提供します。利用者の意思を反映した個別支援計画の作成、半年毎のモニタリングを実施し、見直しを行い、その度に、現在の支援の状況について細やかに説明を行います。

② 人権の尊重と虐待防止の徹底

虐待防止委員会や研修への参加を通して、利用者の人権尊重に配慮したサービスに取り組み、虐待やハラスメントの防止に全力で取り組みます。

③健康への意識付け

心身ともに健康状態に留意し、医療機関等と連携をし、健康保持に努めるために、服薬支援、受診への同行を行います。また、増加しつつある生活習慣病のリスクを学び、食生活の改善点を理解できるように援助します。

④感染症対策の徹底

検温等の日々の体調管理を行い、最新の情報を取得し、利用者へ提供をすることで健康、衛生面への意識を高め、感染症に対応します。

⑤日中活動への参加促進の援助

無理なく生活リズムを崩さないペースで通うことができるよう関係機関と連絡をとりつつ援助します。

⑥余暇活動援助

日々の生活に趣味や楽しみを見つけながら、ハリのある生活を送れるよう援助します。

⑦退居者へのサポート

退居後も必要があればいつでも支援できる関係性を保っていくとともに孤立しないよう他機関との繋がりを援助します。

⑧防災への意識づけ

利用者が安心して安全に生活を送ることができるように日頃から声かけを行いつつ、年1回の防災訓練を行い、職員、入居者ともに防災への意識を高めます。また、地域住民、関係機関とも連携を強化し、災害時に備えます。

定期的な活動（はぎやまはうす・むさしのはうす合同）

- ・夕食会（毎週土曜日）なお、誕生会、入居祝い等を兼ねることもある。
- ・防災対策（呼びかけ及び防災用具点検・補充）
- ・熱中症・インフルエンザ等対策（呼びかけ・注意書きの配布）
- ・ホームページにて施設の紹介

年間行事計画

4月	お花見会
8月	暑気払い
9月	社会福祉法人東村山けやき会後援会主催卓球大会
10月	利用者定期健康診断（多摩小平保健所）
12月	年越しそばを楽しむ会
1月	お雑煮会
3月	防災訓練

(2) 自立生活援助事業

利用者が地域において安定して自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回を主に、生活状況を把握し、必要な情報の提供及び助言やその他の必要な支援を関係機関と連携しつつ、利用者の意向を踏まえ適切かつ効果的に行います。

①利用対象者：グループホームを退居した者

②利用人数：1名（令和3年度実績）

③利用期間：原則1年間

④支援内容

訪問支援：定期的にご自宅を訪問して生活状況を確認し、アドバイス、医療機関等との連絡調整を行います。

同行支援：必要に応じて通院や役所の手続き、買い物の同行を行います。

* 定期的な支援だけではなく、必要があった際は、訪問、電話、メール等により随時の対応も行います

5. 関係機関との連携、研修参加体制・ICT（情報通信技術）の活用

利用者支援の向上に努めるための会議、連絡会等へ参加や複合的、多種に渡る障害へ対応するために、研修会等へ参加します。また、効率的かつ効果的に参加するためにICTを活用していきます。

- ・はぎやまはうす、むさしのはうす合同職員会議（月1回）
- ・ケース会議（入居前、退居前等必要に応じて）
- ・東村山市精神保健福祉ケア検討会（月1回）
- ・東京都精神障害者共同ホーム連絡会（月1回）
- ・東村山市内ホーム連絡会（2か月に1回）
- ・地域懇談会への参加（萩山町）
- ・研修会、説明会への参加

他

6. 令和4年度の課題

- 増室を検討していく
- 退居予定者が4名おり、退居後の地域生活へのサポートと必要があれば自立生活援助事業へつないでいく。
- コロナ禍での生活様式に基づき、行事や、利用者、他機関とのかかわり方を引き続き検討していく。